

序章 計画策定の目的等

(1) 計画策定の背景と目的

1) 計画策定の背景

①住生活基本法の制定

平成 17 (2005) 年 9 月、国の社会資本整備審議会^{*}は、「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて」の答申を行い、住宅政策の目標を「量から質へ」の転換を図っていくこととされました。具体的には、従来のトップダウン型の計画体系を見直し、国と地方公共団体が相互に連携して住宅政策を総合的に推進する新たな計画体系を構築する必要があるとされました。そうした中で、平成 18 (2006) 年 6 月には、昭和 41 (1966) 年以来住宅政策の柱となっていた「住宅建設計画法」を廃止し、「住生活基本法」が制定されました。同法に基づき、同年 9 月に「住生活基本計画(全国計画)」が閣議決定され、沖縄県でも、平成 19 (2007) 年 3 月に「沖縄県住生活基本計画」が策定されました。

その後、「住生活基本計画(全国計画)」は、平成 23 (2011) 年 3 月と平成 28 (2016) 年 3 月に改定されました。後者の改定では、「若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現」、「既存住宅の流通と空き家の利活用を促進した、住宅ストック活用型市場への転換」、「住生活を支え、強い経済を実現する担い手としての住生活産業の活性化」等の視点が加えられています。

また、「沖縄県住生活基本計画」は、平成 24 (2012) 年 7 月と平成 29 (2017) 年 3 月に改定されました。後者の改定では、全国計画の改定を受け、「若者世帯・子育て世帯のライフステージに対応した住生活の実現」や「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」等、新たな課題に対応するための施策や取組み等が位置づけられています。

②今回改定の背景

那覇市の住宅事情は、戦後の住宅難の時代から大きく様変わりし、軍用地返還に伴う新興住宅地の開発、高層マンションの建設等、住生活の向上に関わる動向がみられました。一方で近年では、高齢者世帯、単身世帯、空き家や老朽マンションの増加等の不安要素や最低居住面積水準未満世帯の解消の必要性等の課題も顕在化しています。

那覇市の住宅政策に関する計画である「那覇市住生活基本計画(改訂版)」が令和元年度に計画期間の中間年度を迎えることから、この 5 年間の住宅施策の取組み状況、那覇市を取巻く社会経済状況や市民の住宅ニーズの変化等を踏まえた計画に見直す必要があります。

^{*}国土交通大臣の諮問に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項を調査審議する機関。

③住宅確保要配慮者への対応

那覇市の住宅政策の中でも重要な位置づけとなる市営住宅については、市内の公的住宅の約7割を占め、住宅の確保が必要な方へのセーフティネット機能を担っています。今後とも、低額所得者、高齢者、障がい者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者、外国人、ホームレス等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現する必要があります。

また、平成29(2017)年10月からは新たな住宅セーフティネット制度がスタートしました。これにより今後も増加が見込まれる住宅確保要配慮者と、民間の賃貸住宅の空き家(空き室)を所有する賃貸人とをつなぎ、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することが期待されています。

したがって、市営住宅施策の検証を改めて行い、市営住宅の円滑な建替えやより適切な管理等に向けた取組方策を実施していくとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者への住宅セーフティネットの強化を図る必要があります。

④SDGs への対応

SDGs(エス・ディー・ジーズ:Sustainable Development Goals)は、平成27(2015)年の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際開発目標です。目標11に「住み続けられるまちづくりを」と位置づけられるように住宅政策とも大きく関連しており、先進国である日本の行政セクターでも積極的に取組もうと関心を高めており、本市も然るべき責任を果たす必要があると考えられます。

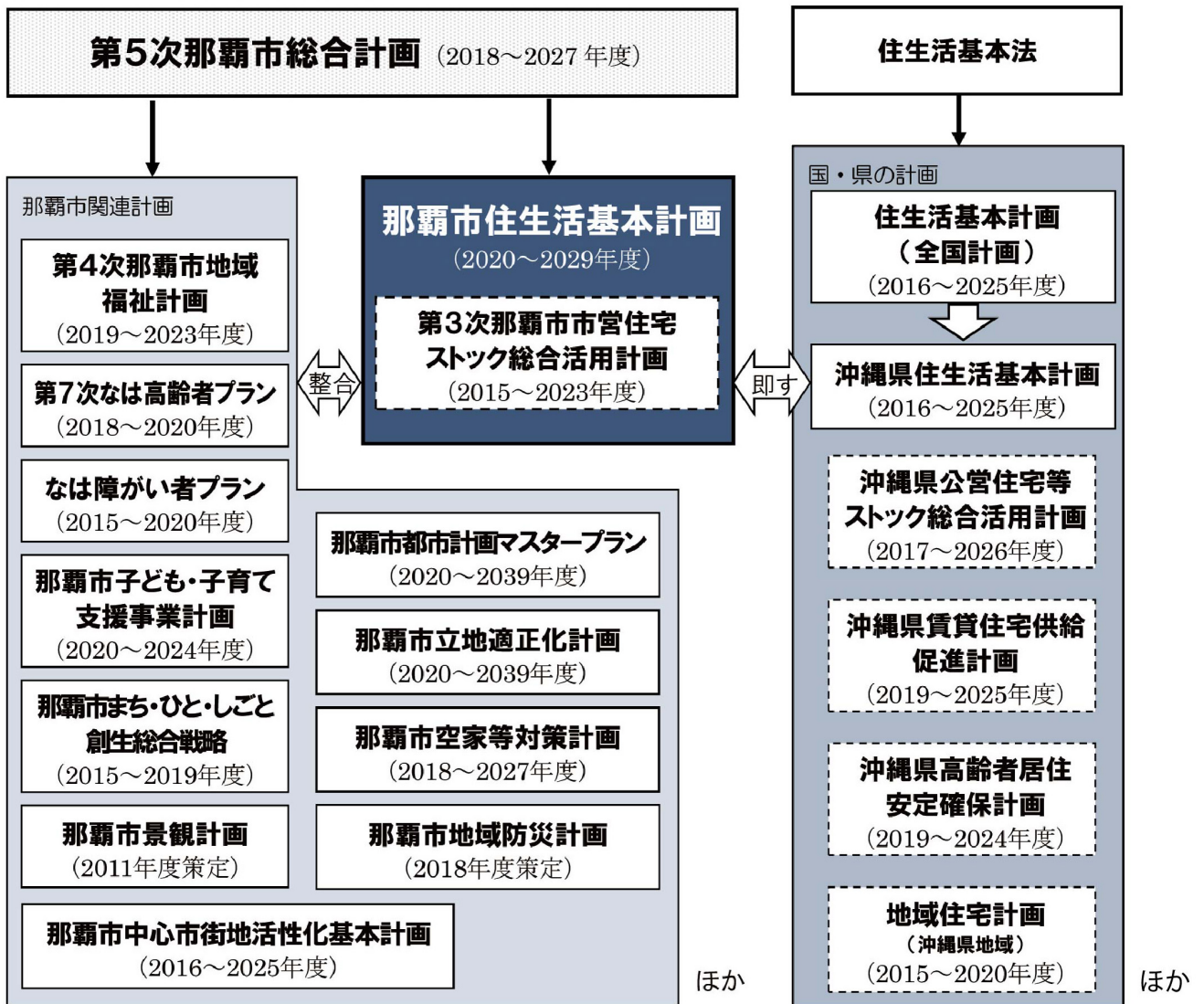
2) 計画策定の目的

本計画は、住生活基本法(平成18(2006)年6月8日法律第61号)に定める基本理念に則り、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的な方針、目標、具体施策等を定め、もって市民の豊かな住生活の実現及び県都としての魅力ある地域社会の形成等に資することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法第7条に定める地方公共団体の責務として、住生活基本計画の全国計画及び沖縄県住生活基本計画に即し、第5次那覇市総合計画を上位計画とし、那覇市都市計画マスタープランをはじめとする関連する那覇市の各種計画との整合を保ち、かつ那覇市の住宅特性等を考慮し策定するものです。

図0-1 上位関連計画との対応関係



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 (2020) 年度を初年度とし令和 11 (2029) 年度を目標年度とする 10 年計画とします。なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じておおむね 5 年後に見直し、所要の変更を行うこととします。